

2011.5.15 発行

発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

参加者 113 名、熱気あふれる会場

通則法改正案に注目／第44回公開講座成功裡に終わる



第44回公開講座は、確定申告事務を間近に控えた2月2日(水)、御茶ノ水の全労連会館2F会議室で開催されました。

会場には会員 78 名、
会員関係者ほか 35 名合
わせて 113 名の参加者で

熱気に包まれました。

最初に飯島健夫会員より「平成23年度税制改正大綱」について概要を紹介、問題点を提起しました。続いて本川國雄会員が「納税者権利憲章(通則法改正案)を検証する」と題し、憲章(通則法改定)制定後の実地調査の変化と対応について詳しく解説しました。最後に岡田俊明会員が通則法改正問題のほか確定申告対策、改正税法、誤りやすい事例(所得税、消費税、譲渡所得税、贈与税)について解説しました。

とりわけ、およそ50年ぶりに改定される国税



通則法は、内容が明らかになるにつれて「改悪反対」の声が高まる中、実際の実地調査における場面を想定した解説は好評を受けました。

「税制改革大綱と改正法案の比較とても勉強になりました」「いただいた資料をもとに研究していきたい」「大変勉強になる講義ありがとうございました」など反響がたくさん寄せられました。

A medium shot of a man from the waist up. He has dark hair and is wearing a dark suit jacket over a white shirt and a red patterned tie. He is holding a microphone in his right hand and gesturing with his left hand as he speaks.

お見舞い

東日本大震災、福島原発事故に遭遇され、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

2011年5月

東京税財政研究センター一同

第18回定期総会ご案内

第18回定期総会は下記のとおり開催を予定しております。会員の皆様にはあらかじめのご予定をお願いします。当日は、記念講演のほか、交流会も予定しております。

日 時・2011年8月8日（月）PM1:00～

会場・全労連会館（お茶ノ水）

記念講演

「大震災後の日本政治、経済の行方」（仮題）

講師 法政大学教授・増田正人（交渉中）

—東日本大震災—

復興財源は応能負担の税制で 被災者救済に現行税制の大幅な見直しを

死者・行方不明者 2 万 8000 人超、避難生活者はいまなお 13 万人超という未曾有の大災害となつた東日本大震災。国税庁は震災日の翌日 3 月 12 日に国税通則法 11 条に基づく申告・納付等の期限延長の措置をとった。同措置は「平成 23 年 3 月 11 日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する」として 3 月 15 日官報で告示された。指定地域は青森、岩手、宮城、福島、茨城の 5 県。同日、財務省は中央共同募金会に対する募金の全額を寄付金控除とすることを告示した。対象金額は平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日までの寄付金。(注：日本赤十字社に対する寄付金は昭和 40 年に大蔵省告示で指定寄付金とされている) なお、学校、幼稚園、保育所、社殿、仏閣などの公益的施設の滅失・崩壊の現状回復のための寄付金は寄付金控除の対象となることを財務省ホームページで公表した。未曾有の大震災に対し、このように国税当局も迅速な対応をみせているが、求められるのは、寄付金控除もそうであるが、被災者の人々の救済になる重層的な税制上の措置であろう。

また、毎年の予算の「思いやり」予算など軍事費を含む抜本的な組換えによる復興財源の捻出、240 兆円に及ぶ大企業の内部留保の活用や政党助成金の廃止、大企業・大金持優遇税制の見直しなど、懸案事項の実現を今こそ行って復興財源を捻出し、日本全国でいわゆる「応能負担」を貫くことが必要であろう。「最初に消費税ありき」であってはならない。

4 月 27 日「東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(震災特例法) が施行された。その主なものは次のとおりである。

[所得税]

1. 住宅、家財等の損失について雑損控除を 22 年分所得での適用。現行 3 年の繰越を 5 年とする。
2. 被災した事業用資産の損失を 22 年分所得計

算の必要経費に算入。22 年分での純損失は 21 年分への繰り戻し還付を可能にする。

3. 被災した事業用資産による純損失の繰越期間を 5 年とする(現行 3 年)
4. 平成 25 年 12 月 31 日までに支出した震災関連寄付金(国、地方公共団体、財務大臣指定寄付金)は控除限度額を総所得金額の 80 %とする。
5. 認定 NPO 法人、共同募金連合会への震災関連寄付金のうち被災者支援に充てられるものを所得税額の 100 分の 25 相当額を限度に控除限度額とする(原則 100 分の 40 相当額)
6. 大震災を受けたことにより支出した勤労者財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の目的外支出の利子等の非課税(24・3.10 までの支出)
7. 住宅ローン控除の適用住宅が滅失等しても、24 年分以降の残存期間は適用可能とする。

[法人税]

1. 平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までに終了する事業年度について、法人の欠損金額のうち震災損失金額の全額を 2 年間まで繰り戻し還付をする。
2. 被災資産の代替としての取得資産と被災区域内での取得資産の特別償却。償却率は建物・構築物は 15 % (中小企業 18 %)、機械装置・船舶等は 30 % (中小企業 36 %)。
* 平成 26 年 3 月 31 日以前の取得に適用。
3. 被災区域内の土地等の譲渡の買換特例の創設

[資産税]

1. 大震災前に取得した財産の相続税・贈与税で申告期限が大震災後に到来するものは、価額は大震災発生直後の価額とする。
2. 住宅取得等資金の贈与の特例について、大震災により居住できなくなった場合は居住要件を免除する等。
3. 住宅資金の贈与の特例の新築等の期限の延長

〔消費税等〕

1. 消費税の各種届出書の提出等に係る適用関係の特例を定める。
2. 滅失した自動車の残存期間に応じた自動車重量税の還付。被災自動車の所有者が取得する自動車の自動車重量税の免除。
3. 地方公共団体や政府系金融機関の「特別貸付」の契約書の印紙税の非課税
4. 大震災による代替建物やその敷地の取得の請負契約書や売買契約書の印紙税の非課税。

〔徴収猶予等〕

住宅や家財について被害を受けた者については、その被害を平成22年に受けたものとして、平成22年分所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の適用。

「複合災害」に今こそ「大企業・大資産家優遇税制の是正」で財源を

「思いやり予算」「政党助成金」も復興財源に

100年に1度といわれる今回の大震災は16年前の阪神・淡路大震災とは様相を異にした。それは、地震だけでなく大津波、原子力発電所の崩壊による放射能汚染、風評被害、液状化という「複合災害」ともいるべきものである。この「複合災害」の中で困窮の生活を余儀なくされている被災者は年寄りや子供その親たち一般市民から農業者、漁業者らすべての人たちであり、特に原子力発電所の崩壊という「人災」について、政府はそのすべてに責任を持たなければならぬ。復興の最大の妨げになっているのは、原発事故である。福島原発は巨大な放射性廃棄物と化し、野菜、原乳、水産物、水道水などに影響を及ぼしているだけでなく、放射能からの避難をさせられた住環境までに影響し、およそ人の生活全般を脅かしている。

このようなときこそ、財政出動により被災者のみならず、日本の復興が喫緊の課題となっている。大資産家の孫氏は100億円の寄付を申し出たと報じられたが、財閥のトップや大企業のトップたちがこのような反応を見せたであろうか。いわゆる「財政出動」の中には、このような大資産家の応能負担も含まれると理解したいが、応能負担の方

針は国が決めなければならない。私たちはこれまで、大企業・大資産家優遇税制の是正を求めてきた。この求めに対し、政府はこれまで、小手先の「是正」をしてきたものの、抜本的な是正は行ってきていない。「不公平な税制をただす会」が試算している財源試算では国税で16兆7000億円、地方税で11兆4000億円である。これらは、すべて、現行税制が抱えている大企業・大資産家優遇税制の仕組みを改めることを前提としている。

孫氏個人の100億円に頼らず、現行の税制の仕組みを応能税制に改めるだけで、国税・地方税合計28兆円が見込めるのである。東京電力など資本金10億円以上の大企業は日本の全企業のわずか0.28%である。その0.28%の大企業が240兆円の内部留保を擁し、全企業の「もうけ」の64%を占めているのである。未曾有の大災害からの復興に、今こそこのような「税制改革」の実現を求めるものである。

先の復興構想会議では、早くも「消費税増税」の声が出ているが、大企業・大資産家が今まで優遇税制の「恩恵」を受けてきたことに目をつぶり、復興財源を庶民増税として一般庶民に求めるのは論外である。これでは被災者もまた増税という負担を強いられることになる。増税への布石として国家公務員の給与10%引き下げも報じられている。「政府は国家公務員の給与を引き下げる方針を固めた。下げ幅は10%前後で調整…実現すれば3000億円圧縮できる。…納税者から増税への理解を得たいとの思惑もある。」(4/30日経新聞)。3000億円の財源捻出のために国家公務員に犠牲を強いて「これだけ歳出削減をしたのだから」と納税者へアピールし、消費税増税へ道をつけようとするものである。米軍への「思いやり予算」は1978年の62億円から今日まで3兆円に及んでいる。2011年から5年間の思いやり予算が3月31日に成立した。その額は1年間1881億円。大震災の復興計画の真っ只中に成立したのである。そして、2011年分の政党助成金は319億4000億円。これらの資金がなぜ復興財源にならないのか、税に携わる者として大いに不満である。

なお、4月27日施行の震災特例法についても、次のように意見を述べたい。

1. 住宅、家財等の損失について雑損控除を22年分所得から適用し、5年間の繰越控除をするとあるが、被災者が将来5年間繰越控除で

- きるような所得が見込めるのであろうか。むしろ5年間の繰り戻し還付を設けるべきである。
2. 被災した事業用資産の損失は21年分への繰り戻し還付を可能とするが、さらなる繰り戻し還付が必要ではないか。（被災事業用資産の純損失も同様）
 3. 法人の欠損金額の2年間繰戻還付も不十分である。
 4. 被災者の消費税は全額免除とすべきである。
 5. 国税庁は4月5日に「東日本大震災により被害を受けた滞納者に対する滞納整理について」という指示文書を出して、滞納処分の停止を

含む「納税緩和制度」の前向き活用を指示しているが、国税通則法46条の「納税の猶予」は「その者が災害日以後1年以内に納付すべき国税について、災害のやんだ日から2か月以内の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間に限り納税を猶予する」となっているが、この「申請期間」「納税の猶予期間」「対象納付国税」の大幅な見直しによる特例措置を求めるものである。



いまベトナムは～初視察かけある記



(ハーロン湾)

◆ ドン経済は

ベトナム旅行が初めての人だけ。本川税理士が事務局長の一週間視察ツアー。一行9人、1月13日夕方ハノイ、ノイバイ空港着。

入国後まず「両替」にならなかった。方さん（ガイド。女性）は出迎えのバスに直行する。「両替は」、方「ドルを持ってますか」、「ハイ」、方「両替は必要ありません」。滞在中ホテルのミニバーからレストランのアルコール代、民芸の土産物品屋までベトナム通貨ドンを必要としなかった。現地の人が買い物する日用品、食品等の大きな市場では、商品価格が全く表示されていなかった。いくらで買うのかは値切り方次第だが、観光客はドルで支払い、現地の人の支払は、小口がドン、大口ではドルになり、多くが金に替わるという。ホーチミン市で泊ったホテルのブティックではドルと

ドンの両建て表示をしているが、ドルで支払えば30%オフにしていた。帰国後ベトナム政府は過去最大の大幅な通貨切り下げをしたから、市中は事前に察知して実質レートでのディスカウントをしていたのだろう。

ドルあるいは金によるタンス預金化でこの国の貯蓄率は低い。このため投資資金の外国依存が大きくなり、成長するほど国際収支が悪くなる悪循環を生んでいるし、投機にさらされやすくなる。いま、この国では物価騰貴と格差が大きな問題になっているが、底流にはドンの信頼性がある。

◆近代化めざす税制整備

到着した日、ハノイ市内に入つてまず目を丸くしたのは二人乗り、三人乗り、逆送もあれば歩道も走るバイクの波と騒音だった。この国の若さ（人口構成は64歳以下90%超）かもしれない。その上は、各戸ごとに掲げられた国旗、党旗と朱に金文字で書かれた垂れ幕で、真紅になっている。ベトナム共産党第11回大会2日目だったのだ。国の最高機関であるこの大会は、今後10年間、年率平均7%の高成長を遂げると決めた。このために06年WTO加盟が認められ、TPPにも加入を決めるなど、グローバル化をいそぎ、法制度整備を進めていて、昨年、わが国財務省、国税庁も



(ハノイ市街)

協力した税制改革がスタートした。中心は申告納税制度を採用したこと、コンプライアンスを強化する。税理士制度も創設された。また国際課税制度を充実し、さらに進出企業優遇税制をIT産業等の戦略産業に特化した（改正の概要は岡田俊明税理士がまとめている）。

蛇足だが日本政府はベトナムを東アジア戦略の要地と位置づけ、ODA援助をはじめ多方面で協力援助の体制を作っている。財務省、国税庁も05年に対応する機関と戦略的支援協定を結び、たとえば国税庁は税務大学校に延べ約200人の研修生を受け入れ、二人のアドバイザーを現地に駐在させている。

❖高いコンプライアンスコスト

しかし制度はできても順調にワークしているとはいえない。もちろん不慣れもあるがそれだけではないという印象だった。

前述したように基礎が自国通貨、ドル、金の三重経済でブラックエコノミーの発生しやすい土壤である。加えて小さな税務署はその地区人民委員会と同居しているというし、公務員の採用に一般的任用試験がなく、経歴と面接試験で、党と行政の分離がない。

加えて申告納税制度を支える商慣習があるとも思えない。大きなお土産屋で多少値の張る買い物をしたときにインボイスを請求したところ、奥まった帳場に連れていかれて、しぶしぶ出してくれたこともあった。

だから税務調査が権力的になるのは当然だろう。付加価値税の調査で不正発見できなかった税務職員が、突然怒り出し、インボイスすべてを否認したという逸話もあるという。

進出した法人を悩ましている問題も山積してい

る。現地駐在員から聞いた話の中で最近の税務に限っても以下のようないくつかある。

一つは付加価値税と給与の源泉所得税が各月の清算なのでそのコストが馬鹿にならないこと。たとえば給与所得の場合、残業手当を非課税部分と課税部分に区分計算しなければならないなどである。

二つは移転価格税制の調査が近年、急に厳しくなり資料の作成が要求されること。原因は本庁の担当者がオーストラリアで移転価格税制を学んできたためと噂されているが、この国の法人税収が、進出企業の負担に大きく依存しているのだから、当然かもしれない。

三つ目には法令の改正が頻繁に行われているので、現場がついていけない問題がまま発生している。このために現地会社の担当者やコンサル会社は情報収集に多くの時間が割かれているという。

したがって「人件費が安い」という理由で進出計画する企業も多いが、その他の社会的コストが予想以上にかかること～その中には贈賄もある～を計算しなければならない。

* * * * *

団は全員が、この国の抗仏、抗米戦争と同時代に育ち憧憬の念をもつが、この旅で厳しい現実をまのあたりにした。しかしこの国は自力で自分の国を切り開いてきた歴史があり、エネルギーを持っているのだろうと思う。その過程をこれからも見続けたいと考えている。（熊澤通夫）

△△△△△△△△△△

1986年、ベトナム共産党大会は経済発展を国の基本方針とし、ドイモイ（刷新）と名付けた「社会主義市場経済」を採用した。当時の国民一人当たり GDP は約200ドルといわれ、

最貧国だった

が、2010年

には1168ドルへ

6倍近い

成長をとげ、

「中進国」に

格付けされた。

（写真右・メ

コンデルタ）



センター活動日誌

- 2010.12. 6 神奈川土建川崎支部
12. 6 TC フォーラム国会議員要請
12. 6 臨時三役会議
12.15 " "
12.16 東京土建日野支部
2011. 1. 6 センター臨時三役会議
1.12 「納税者権利憲章等に関する意見書」政府機関等に送達
1.14 生活と健康を守る世田谷の会
1.25 TC フォーラム国会要請
1.28 東京土建世田谷支部
2. 1 東京土建荒川支部
2. 4 TC フォーラム運営委員会
2. 7 東京土建
2. 9 東京土建本部
2.10 渋谷民主商工会
2.10 兵庫県商連
2.14 TC フォーラム合同セミナー
2.15 重税反対世田谷実行委員会
2.16 納税者権利憲章シンポジウム
（衆議院会館）
3. 9 東京土建目黒支部
3.11 重税反対板橋区民決起集会

3.11 町田税制民主化協議会
3.21 TC フォーラム議員要請
4. 8 センター三役会議
4.22 センター理事会
原稿 月刊民商
東京税理士会ホームページ

新入会員紹介

* 賛助会員

・岡沢 利昭
住所 〒272-0135 市川市日之出 22-1-129
事務所 〒274-0825 船橋市前原西 2-14-1-506
TEL／047-400-7005 FAX／047-473-7652

謹んでお悔やみいたします

・高橋 良 2011年2月 ご逝去
住所 〒165-0034 中野区大和町 1-18-21

ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

★ご意見、投稿は
center@touzeiken.net

二〇一一年三月十一日午後二時四六分頃 M 9.0 の大地震が発生、震源地は三陸沖。青森から茨城まで東日本の太平洋側海岸一帯が十メートルを超える大津波に襲われ、未曾有の大災害が一瞬にして発生した。大津波は福島県の原子力発電所を襲い、放射能漏れが発生、近隣住民は二重の災害を受け、困窮の生活を強いられている。放射能は関東近辺にも拡散し、野菜、原乳、水道水などに影響を及ぼしている。福島原発は巨大な放射能廃棄物となつた。原子力発電については、政府も原子力安全委員会も東京電力も「安全」を繰り返してきた。日本原子力行政が「安全神話」をふりまき、安全対策をなげざりにした原発推進をしてきたことが問題であった。原子力の本来的な危険性を政府や電力企業は国民に周知し、万全の体制をとるべきであった。原子力行政のチェック機関とされる原子力安全・保安院が経済産業省の一機関になつている。「正しい知識が広く行き渡つていないことを良いことに、適当なごまかしの会見を開く東京電力や原子力安全・保安院」と厳しく指摘するのは理学博士で全気象労働組合元委員長の増田善信氏（税経新報 3・4）。「保安院よ、お前もか」といいたい。国税不服審判所が税務行政の推進役である国税庁の一機関であることと同根ではないか。独立した権限を持つ機関こそが行政の行き過ぎをチェックできる。今回の「原発事故」は「人災」・「政災」というべきであろう。

（T・I）

ザ・コラム